平成２６年（フ）第４６５３号
大阪市中央区南船場１－２－12－505、住民票上の住所大阪市中央区松屋町10番８号　パインコート松屋町801
破産者　**徳**田　　勲
1　破産債権の届出期間　平成27年２月19日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午後２時
平成27年１月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目588番地　グランテラス水元公園306号
破産者　みや亭こと　北野　美也
1　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
2　一般調査期日　平成27年３月13日午前11時30分
平成27年１月23日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目27番地
破産者　宇久　眞隆
1　破産債権の届出期間　平成27年２月25日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午前10時30分
平成27年１月26日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８９７号
福岡市南区大橋２丁目14番16号
破産者　澤田　和久
1　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時45分
平成27年１月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の64
破産者　米倉　　学
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時
平成27年１月26日
和歌山地方裁判所田辺支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第６号
北海道滝川市栄町１丁目５番17―201号
清算株式会社　株式会社フェニス
代表清算人　松田　　竜
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２６年（ヒ）第２０号
岐阜市竜田町４丁目８番地
清算株式会社　株式会社セントラルファーム
代表清算人　加藤　　均
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

平成２７年（ヒ）第３００１号
大阪市東住吉区杭全１丁目14番10号
清算株式会社　東成製氷冷蔵株式会社
代表清算人　川北　一矢
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第２号
香川県高松市上天神町556番地１
清算株式会社　株式会社アドブレーン
代表清算人　兼光　弘幸
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０９６号
東京都千代田区丸の内１丁目５番１号
清算株式会社　中外貴金属株式会社
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第８号
大津市北大路１丁目７番15号
清算株式会社　信興商事株式会社
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００３号
広島県安芸高田市向原町戸島八崎2749番１
清算株式会社　石川工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０８８号
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
清算株式会社　Ｆ株式会社
代表清算人　八木　健治
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
一般債権のうち、貸金債権については貸金元本額、保証債務履行による求償権については保証債務履行額をそれぞれ基準債権額とし、清算株式会社は、金11424570円を基準債権額により按分した金額を、本協定認可決定確定後１カ月以内に協定債権者に弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について協定債権者から免除を受ける。
⑵　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は協定債権者に対し、当該残額を協定債権者の基準債権額で按分して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に**遡**って効力を失う。
第３　関係者債権
1　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、八木健治、八木香及び八木秀子が有するものをいう。
2　関係者債権についての免除
関係者債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１００１号
島根県浜田市金城町今福281番地１
清算株式会社　株式会社島根電子今福製作所
代表清算人　安藤　元晴
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、協定債権のうち、元金部分の0.0325パーセントの金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
松江地方裁判所浜田支部